

令和3年10月7日  
甘木・朝倉消防本部

## 懲戒処分の公表について

令和3年10月7日付で職員の懲戒処分を行ったので、次のとおり公表します。

### 1 営利企業等の従事制限違反に関する件

- (1) 被処分者 甘木・朝倉消防署 消防士 20代 男性
- (2) 処分の内容 減給10分の1、3箇月
- (3) 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

### 2 事案の概要

被処分者は、営利企業等の従事制限を定めた地方公務員法に違反して、令和2年11月から令和3年8月までの間、SNSを利用して、公務員試験対策の資料作成や試験対策のサポートを請負、約190万円の収益を得ていた。

このような非違行為は職員としてあるまじき行為であり、その職の名誉を著しく傷つけ住民の信頼を失うものである。

### 3 管理監督者としての責任に関する件

- (1) 被処分者 甘木・朝倉消防署 消防司令 50代 男性
- (2) 処分内容 任命権者による口頭注意

### 4 消防長の謝罪

このことについて、地域住民の信頼を受けて防災活動の任にあたる消防職員としてあるまじき行為であり、信頼を著しく失墜させましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

当消防本部といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め不祥事防止対策を職員に徹底し、再発防止に向けて職員一丸となって、厳正な服務規律の確保に向けて、住民の信頼回復に全力で取り組んで行く所存でございます。